

司法試験
重要問題習得講座
添削オプション問題冊子
商法・民事訴訟法



第7問

商法

Xは、自らが発起人となる発起設立によって、洋菓子の製造販売を主たる事業とする甲株式会社（以下「甲社」という。）を設立することを計画し、設立手続を進めていた。

その過程で、Xは、「甲社発起人X」の名義で、設立事務を行うための事務所として、Aから建物を賃料100万円で賃借し、かつ、Bを設立事務員として、設立を停止条件とする成功報酬50万円で雇用した。なお、甲社の原始定款には、会社が負担すべき設立費用は60万円と記載されており、適法に検査役の調査を受けていた。

また、令和6年6月1日、Xは、起業後すぐに甲社が洋菓子の製造販売に着手できるようにするため、Zとの間で、洋菓子の製造に使用する機械（以下「本件機械」という。）を甲社の成立後に400万円で譲り受ける契約を締結した。その後、必要な設立登記を経て、同年7月1日に甲社が適法に成立したが、甲社の定款には本件機械の価格やZの氏名は記載・記録されていなかった。

以上を前提に、次の各問い合わせに答えなさい。なお、甲社の純資産額は、設立後現在に至るまで、1500万円を超えることがなかったものとする。

〔設問1〕

A及びBは、甲社の成立後に、誰にどのような請求を行うことができるか論じなさい。なお、賃料100万円及びBの報酬50万円は相場に照らして適正な額であることを前提としてよい。

〔設問2〕

甲社は、甲社の成立後に、Zに対し、本件機械の引渡しを請求することができるか論じなさい。また、仮にできないとした場合、令和6年9月1日の段階で、甲社が本件機械を取得するために、どのような手続が必要か説明しなさい。

第 15 問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社であり、株券発行会社である。甲社の定款には、甲社の定時株主総会における議決権を確定する基準日は、毎年3月31日である旨が規定されており、これ以外に別段の定めはない。

Xは、令和5年2月20日に、証券会社を通じて甲社株式（以下「本件株式」という。）を購入した。

この場合において、以下の各問い合わせに答えなさい。なお、各問い合わせはそれぞれ独立したものとする。

- (1) Xは、同日、甲社に対して、株券を提示して株主名簿の名義書換えを請求したが、甲社は、本件株式に係る株券について株主名簿上の株主Yから盜難届が出されていることを理由に名義書換えを拒絶した。このため、同年3月31日を過ぎても、株主名簿上の株主はYのままであった。この場合において、Xは、令和5年3月期の甲社の定時株主総会において、本件株式について議決権を行使することができるか論じなさい。
- (2) Xが名義書換請求を怠ったため、株主名簿の名義書換えがなされないまま令和5年3月31日が経過した。この場合、甲社は、令和5年3月期の甲社の定時株主総会において、Xに、本件株式についての議決権を行使させることができるか論じなさい。

第 27 問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）及び乙株式会社（以下「乙社」という。）は、いずれも公開会社かつ大会社であるが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社ではない。また、甲社の代表取締役はAである。

令和6年3月、乙社は、今後の事業拡大のために資金として丙銀行から1億円の融資（以下「本件融資」という。）を受けることとした。甲社の代表取締役Aは、乙社の経営陣と親しい関係にあったことから、乙社は、Aに対し、甲社を代表して丙銀行との間で本件融資に係る保証契約（以下「本件保証契約」という。）を締結してくれるよう依頼し、Aはこれを了承した。

この場合、甲社において、本件保証契約を締結するに当たり取締役会の決議が必要となるかについて、①Aが乙社の代表取締役も兼ねている場合、②Aが乙社の総株主の議決権の70%の議決権を有する株主である場合に分けて、それぞれ論じなさい。③また、仮に①ないし②で取締役会決議が必要であるとして、かかる決議を欠いている場合の本件保証契約の締結の効力について論じなさい。なお、本件保証契約は、多額の借財には該当しないものとする。

第44問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、メッキ製品の製造販売を行う株式会社であり、Aが代表取締役を務めている。令和4年5月、甲社が、取引先である乙株式会社（以下「乙社」という。）に資金援助を申し込んだところ、乙社は、資本参加の形式でその求めに応じるとともに、乙社の役員であるBを甲社の取締役に就任させ、その旨の登記をした。

しかし、令和6年6月、甲社は、経営に行き詰まり、休業状態となつたため、Bは、甲社の取締役を退任することにし、その旨をAに伝え、了承を得た。その後、Bは、甲社の取締役としての行為を一切行っていなかつたが、Aは、事業再建のための業務に忙殺され、Bの退任登記を失念していた。

Aは、令和6年10月、甲社を代表して、メッキ材料の販売を行う丙株式会社（以下「丙社」という。）からメッキ材料を大量に仕入れて、メッキ製品を製造したが、事前に販売ルートを十分に確保していなかつたため、思うように売上げを立てることができず、同年12月に倒産した。丙社は、甲社に対してメッキ材料を販売する際、甲社の経営状況や販売ルートの確保等について、十分な調査を行つていなかつた。

売掛債権2000万円を甲社から回収することができなくなつた丙社は、A及びBに対して、2000万円の支払を求めた。

丙社の請求が認められるかについて、論じなさい。

第47問

商 法

次の事実を読んで、設間に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産業を営む取締役会設置会社であるが、大会社ではない。マンションの建設及び販売、賃貸を主たる事業としていた。定款には、株式の譲渡については取締役会の承認を必要とする旨の定めがある。甲社の取締役はA、B及びCで、創業者たるAが代表取締役社長、B及びCは代表権のない取締役である。

甲社の発行済株式総数は10万株であり、そのうち、代表取締役であるAが4万5000株、Bが2万株、Cが2万株、Aの息子であるDが1万株有しております、残りの株式は甲社の幹部や従業員が有している。

2. 令和5年11月、Aは、病気を患い長期入院することとなったため、かねてから信頼していたBに甲社の経営を任せようと思い、取締役を辞任した。その際に、Aは臨時株主総会を開催し、Hを社外取締役に選任した。そして、同年12月に開催された取締役会においてBが代表取締役に就任した。なお、この取締役会の招集手続及び決議は会社法の定めに則って適法に行われた。
3. 令和6年4月、Bは、第三者割当増資の方法で、B、Cに対して株式を発行することを検討し始めた（以下「本件新株発行」という。）。
4. Bは、それに先立ち、E公認会計士に甲社の株価の算定を依頼した。

Eは、甲社から提出された客観的資料に基づき、「従前の配当金の取扱いや直近の取引事例にも照らすと、株価の算定に当たっては、1株当たりの配当金額を150円とするのが相当である。そして、これを財産評価基本通達の配当還元法の算式で用いられている資本還元率（10%）で還元すると、1株当たりの評価額は1500円と算定される。」とBに報告した。

配当還元法とは、株主に対して将来支払われる配当の額を予測し、それを株式投資のリスクを反映した割引率で割り引くことで株価を算定する方法であるが、会社の過去の配当実績をそのまま用い、実績配当額に依拠するため会社の内部留保が反映されておらず、会社の配当政策次第で一段と低く算出される可能性があり、そのような価格に基づいて新株発行の払込価格を決定すれば、株式価値の希釈化をもたらすおそれがあるとの指摘がある。もっとも、当時の実務においては、このような算定方法には一応の合理性が認められていた。

5. そこでBは、取締役会において、次のとおり本件新株発行の募集事項を提案し、取締役全員の賛成により可決された。

新株の種類及び数 普通株式4万株

発行価額 1株1500円

払込期日 令和6年7月10日

割当先 B 2万株、C 2万株

6. 令和6年6月10日、Bは、甲社株主に対し、本件新株発行における新株の種類及び数、発行価額、払込期日、割当先等を記載した株主総会招集通知を送付した。もっとも、Dによる議決権行使を防ぐために、Dに対しては株主総会の招集通知を発送していなかった。
7. そして、令和6年6月20日に開かれた甲社の定時株主総会において、上記内容の新株発行を行う旨の特別決議がされた（以下「本件株主総会決議」という。）。その際、Bらは、自社ビル建設のための資金調達及び役員の士気向上の必要性を述べるのみで、払込価格の詳細及び当該価格であることの必要性については説明をしなかった。
8. B及びCは、払込期日までに指定の銀行に払い込み、それぞれ2万株の株式の発行を受けた。
9. その後、同年8月6日に本件新株発行について知ったDは、その効力を争いたいと考えた。Dが、F公認会計士に対して甲社の株式価格の算定を依頼したところ、DCF法によって算定された株式の価格は、本件新株発行時点では1株当たり約8000円であり、公正な価格は少なくとも7000円は下回らないはずであるという報告を受けた。

DCF法とは、会社が将来1株当たりどれだけのお金を稼ぐかを予測し、その金額を投資のリスクを加味した適切な割引率で割り引くことによって1株当たりの現在価値を算定する方法であり、現在の実務において、理論的にはもっとも合理的な評価手法といわれている。

そこでDは、本件新株発行の効力を争うため、同年9月1日に募集株式発行無効の訴えを提起した。

〔設問〕

Dの訴えが認められるかについて論じなさい。なお、上記2及び5記載の取締役会決議は適法に行われたことを前提としてよい。

第 55 問

商 法

家具の専門商社である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、家電の専門商社である乙株式会社（以下「乙社」という。）との間で、令和5年3月20日、甲社を存続会社、乙社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行うこととし、同日、吸収合併契約（以下「本件合併契約」という。）を締結した。なお、甲社及び乙社は、いずれも取締役会設置会社であり、甲社は乙社の発行済株式の75%を保有している。

本件合併契約では、乙社の株主に対し、合併対価として、乙社株式5株に対して甲社株式1株を割り当て、その他金銭等による合併対価の支払は行わないこと、同5年8月1日を合併の効力発生日とすることが定められた。なお、乙社株式の1株当たり純資産額は200円、甲社株式の1株当たり純資産額は300円である。

同年4月15日、両社の取締役会において、本件合併契約は適法に承認され、同年6月10日、両社の株主総会においても、本件合併契約が承認された。いずれの株主総会についても、招集の手続及び決議の方法に瑕疵はなく、本件合併契約に関する書面の備置き等の手續も適法になされていた。

もっとも、乙社においては、株主Xが、本件合併の対価が不満であるとして、乙社に対し、株主総会に先立って本件合併契約の承認に反対する旨を通知し、また、株主総会当日も反対の意思表示をしていた。しかし、結局は、甲社を含む83%の賛成によって、本件合併契約が承認されてしまった。Xは、株主総会での説明を聞いてもなお、合併対価について納得できていない。

この場合において、以下の問い合わせに答えなさい。

設問1 Xは、令和5年7月1日の時点で、いかなる会社法上の対抗手段をとることが考えられるか、その当否とともに論じなさい。ただし、合併に関する事前開示は適法になされていることを前提とする。

設問2 Xは、令和5年9月1日及び同年12月1日の時点で、本件合併の効力を争うことができるか、論じなさい。なお、甲社が本件合併について特別の利害関係を有していることは前提とする。

第 10 問

民事訴訟法

XとYは、亡父から相続した甲土地を共有していた（持分はそれぞれ2分の1）が、Yは、Xに無断で、甲土地を第三者に賃貸し、甲土地の賃料収益の全部を收受していた。

そこで、Xは、甲土地の賃貸による収益のうちYの持分割合を超える部分は不当利得に当たると主張して、Yに対して、Xの持分割合に相当する賃料持分額の支払を求める訴訟を提起した。

これに対してYは、Xの提起した訴訟のうち、口頭弁論の終結日の翌日以降の分について求める部分は不適法であると反論した。

甲土地は、X及びYの共有であるとの心証を抱いた裁判所は、口頭弁論の終結日の翌日以降の分について、どのような判決をすべきか、論じなさい。なお、甲土地は、最大50台程度を収容することのできる月極駐車場として利用されているところ、月極駐車場は、一般に常時全部埋まる可能性が高くなく、また、その性質上、短期間で更新のないまま期間が終了したり、期間途中でも解約となることも珍しくない。さらに、より低額の賃料で利用できる駐車場が近隣に現れた場合には賃借人は隨時そちらに移る等の事態も予想される。

第15問

民事訴訟法

【事例】

私立大学法人Xは、新司法試験の始まりに合わせて法科大学院を新設したものの、こ
こ数年合格率の低迷に悩んでおり、2021年度の新規入学者は1名という結果に終
わった。そのためXは、法科大学院における翌年度以降の新規募集を廃止し、在校生が
いなくなる2024年度をもって廃校することとした。

一方、Xでは、工学部の研究施設が不足していたため、法科大学院棟を改装して工学
部の研究室とすることにした。そこで、Xは、建設会社Yとの間で、2025年5月1
5日、法科大学院棟の改装工事を代金800万円、引渡日を2026年3月1日とする
建築請負契約を締結した。なお、代金については、2025年11月20日及び202
6年1月10日に各200万円を支払い、引渡しが行われる時点で残金400万円を支
払うとする特約がある。

工事は予定どおりに進捗し、Xは、約定どおり、2025年11月20日、2026
年1月10日に各200万円を支払い、同年3月1日、YからXに対して、改修後の建
物が引き渡された。

Xの担当者が引渡しを受けた建物を内覧したところ、契約では自習室とするはずで
あった模擬法廷室がなぜか手付かずで残っていた。そのため、2026年4月10日、
XはYに対して担保責任を根拠として400万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提
起した（以下「本件本訴」という。）。これに対して、Yは、同年6月25日、請負代
金残額400万円の支払を求める反訴を提起した（以下「本件反訴」という。）。

以上の事例を前提として、以下の各間に答えなさい。なお、各設問は独立したもので
ある。また、実体法上、担保責任に基づく損害賠償請求権と請負代金債権の相殺は認め
られることは前提としてよい。

(1) 2026年9月13日、Xの理事長の不祥事が発覚し、X全体の評判が低下した
ため、2027年度の入学予定者はX大学全体でわずか20名であった。

その情報を聞きつけたYは、本件反訴の終結までにXが支払不能に陥ることをお
それ、本件本訴において、反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。

この相殺の抗弁はどのように取り扱われるか。

(2) 2026年8月頃、Y所属の一級建築士による耐震偽装が発覚したことに伴い、
Yは業績が急激に悪化して、倒産の危機に陥った。そのためXは、債権回収の確実
を期すべく、本件反訴において、本件本訴の請求債権である400万円を自働債権
として相殺の抗弁を提出した。

この相殺の抗弁はどのように取り扱われるか。

第 23 問

民事訴訟法

Xは、Yに対して、甲建物を貸していたが、甲建物を取り壊して新たにマンションを建築することを計画した。そこで、Xは、Yに対して、甲建物の賃貸借の解約の申入れをした上で、甲建物の明渡請求訴訟を提起した。

Xは、訴訟において、甲建物の老朽化等の正当事由を主張し、また立退料を100万円であれば支払ってもよいと主張した。

受訴裁判所が、300万円の支払と引換えであれば、正当事由が認められるとの心証を抱いた場合、いかなる判決を下すべきであるかについて、論じなさい。

第 24 問

民事訴訟法

Aは、個人で電気の配線工事等を請け負い、生計を立てており、Aの子であるBがこれを手伝っていた。令和6年2月10日、Aが死亡したため、BのほかAの子であるXがAの遺産を共同相続した。しかし、X及びBが遺産分割協議をしない間にBが死亡したため、Bの妻であるYがBを単独相続した。その後、Yが、B名義の所有権登記がなされている甲土地について、相続を原因として、所有権移転登記を経由したところ、Xは、Yに対して、共有持分権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟（以下「本件訴訟1」という。）を提起した。

Xは、本件訴訟1において、甲土地はもともとAの知人であるCが所有していたものであるが、Aが令和元年10月1日にCから買い受けたものであるからAの遺産に属する、甲土地についてB名義になっているのは税金対策で便宜上B名義としたからにすぎないと主張した。一方、Yは、同日にCから甲土地を買い受けたのはBである、仮にAが買い受けたとしても、Aは、令和5年4月頃に自己の営業を継いだBに対して、甲土地をも贈与する意思が漸次生じてきて、死亡時に確定的に贈与意思が生じたのであるから、死因贈与が成立していると主張した。

本件訴訟1は、両当事者の主張・立証が尽くされたことから、結審された。

以下は、本件訴訟1を担当する裁判官J1と司法修習生P1との会話である。

J1：今日は、本件訴訟1について検討してみましょう。証拠調べ手続を終え、私の心証としては、令和元年10月1日にCA間で売買がなされ、その後、令和5年4月頃に、AB間で贈与契約がなされたというものです。私がこの心証に従って、請求棄却判決を下すことに何か問題点はありますか。

P1：弁論主義との関係で問題が生じると思います。令和5年4月頃に、AB間で贈与契約がなされたという事実は、XYともに主張していませんので、そのような事実を認定することは弁論主義違反になると思います。

J1：そうですか。しかし、私は弁論主義違反にはならないと考えています。なぜそのように考えられるのか、Yが甲土地の所有権の帰属について、何らの主張もしていない場合と比較しながら、検討してみてください。

P1：分かりました。

〔設問〕

あなたが司法修習生P1であるとして、J1から与えられた課題に答えなさい。

第45問

民事訴訟法

甲は、乙に対して貸金債権を有しているとして、乙に代位して、乙が丙に対して有する売買代金債権の支払を求める訴えを丙に対して提起した。

- 1 甲の乙に対する貸金債権の存否に関する裁判所の審理は、どのようにして行われるか。
- 2 乙の丙に対する売買代金債権が弁済により消滅したことが明らかになった場合、裁判所はその段階で、甲の乙に対する貸金債権の存否の判断を省略して、直ちに甲の丙に対する請求を棄却する判決をすることができるか。
- 3 裁判所は、甲の乙に対する貸金債権は存在し、乙の丙に対する売買代金債権は弁済により消滅したと判断して、甲の丙に対する請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。当該貸金債権が存在するとの判断が誤っていた場合、この判決の既判力は乙に及ぶか。

(旧司法試験 平成19年度 第2問)

第 59 問

民事訴訟法

X 及び Y は、共有して使用するために、Z から自動車を購入した。X は、契約時には同席しなかったため、Z は、Y との間で契約を締結したと考えていたが、Y 自身は X が契約主体であると認識していた。

Z は、X 及び Y が売買代金を支払わなかっただけで、Y を被告として、売買代金支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟において、Y は、買主は Y ではなく X であると主張したため、Z は、X に訴訟告知をしたもの、X は、Y が買主だと考え、本件訴訟には参加しなかった。

本件訴訟において、裁判所は、買主は X であると判断して、請求棄却判決を下した。

以上の事実を前提に、以下の各小問について、解答しなさい。

- (1) X には、本件訴訟における補助参加の利益が認められるかについて論じなさい。
- (2) 仮に、補助参加の利益が認められる場合、X Z 間に参加的効力が生じるかについて論じなさい。また、参加的効力が生じるとすればいかなる範囲に生じるのかについても論じなさい。

